

# 入 所 料 金 表

〈平成29年4月1日改正〉

独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院附属介護老人保健施設

## 1. 施設サービス

※1ヶ月を30日とした場合

要介護状態区分	利用者負担金額(1割)		利用者負担金額(2割)		内容
	多床室	個室	多床室	個室	
要介護 1	23,040円	20,850円	46,080円	41,700円	
要介護 2	24,480円	22,200円	48,960円	44,400円	
要介護 3	26,310円	24,030円	52,620円	48,060円	
要介護 4	27,840円	25,590円	55,680円	51,180円	
要介護 5	29,430円	27,120円	58,860円	54,240円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	810円		1,620円		
夜勤職員配置加算	720円		1,440円		利用者20名に1名以上の1日平均夜勤職員数を配置した場合
サービス提供体制強化加算 I 1	540円		1,080円		介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置している場合
栄養マネジメント加算	420円		840円		栄養ケア計画を作成し実施を行った場合
口腔衛生管理体制加算	30円		60円		歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を、月1回以上行っている場合であって、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.6%				所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を加算

## (2) 対象者のみ 《日額》

加算項目	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	内容
外泊時加算	362円	724円	外泊をした場合(介護保健施設サービス費は算定されない)※1ヶ月に6日まで
初期加算	30円	60円	入所日より30日間
入所前後訪問指導加算	450円	900円	入所前後に訪問指導を行った場合
退所前訪問指導加算	460円	920円	退所が決まった際、訪問指導を行った場合(退所前1回)
退所後訪問指導加算	460円	920円	退所後30日以内に訪問指導を行った場合(退所後1回)
退所前連携加算	500円	1,000円	利用者様の居宅支援事業者に情報を提供した場合
退所時情報提供加算	500円	1,000円	主治医又は福祉施設等に対して情報を提供した場合
退所時指導加算	400円	800円	退所時に指導を行った場合
療養食加算	18円	36円	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合
経口移行加算	28円	56円	嚥下障害のある方について、経口摂取を進めるため、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日まで)
ターミナルケア加算①	160円	320円	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合(死亡日以前4日以上30日以下は加算①、死亡日前日及び前々日までは加算②、死亡日当日は加算③)
ターミナルケア加算②	820円	1,640円	
ターミナルケア加算③	1,650円	3,300円	
短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	入所日より3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合(1週間につき概ね3日以上実施)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	認知症と医師から判断され、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に限り、1週に3日を限度としてリハビリテーションを個別に実施した場合
老人訪問看護指示加算	300円	600円	訪問看護指示書を交付した場合加算されます。(1人につき1回まで)
地域連携診療計画情報提供加算	300円	600円	保険医療機関を退院した入所者に対して保険医療機関が作成した診療計画に基づき入所者の治療等が行われた場合
所定疾患施設療養費	305円	610円	対象疾患に対する治療・検査が行われた場合(月に1回、連続する7日に限る)

2. (1) 食事代【注1】 《月額》

基準費用(第4段階)	46,500円	・第1～3段階以外の方
第3段階	19,500円	①市町村民税非課税世帯(配偶者が別世帯であっても非課税であること)の方で、第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方)。 ②預貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計2,000万円以下 配偶者がいない方:1,000万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】
第2段階	11,700円	①市町村民税非課税世帯(配偶者が別世帯であっても非課税であること)の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。 ②預貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計2,000万円以下 配偶者がいない方:1,000万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】
第1段階	9,000円	①市町村民税非課税世帯(配偶者が別世帯であっても非課税であること)の老齢福祉年金受給者 ②預貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計2,000万円以下 配偶者がいない方:1,000万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】  ・生活保護受給者

(2) 居住費【注1】 《月額》

	多床室	個室	
基準費用(第4段階)	11,100円	49,200円	段階は食事代と同じ 多床室とは、2人部屋・4人部屋 居住費のなかに光熱水費を含む
第3段階	11,100円	39,300円	
第2段階	11,100円	14,700円	
第1段階	0円	14,700円	

【注1】食費・居住費は、各市町村にて「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証の提出により減額が認められます。

(3) 特別室 《月額》

特別な室料	32,400円	1人部屋・2人部屋をご利用の場合(消費税込み)
-------	---------	-------------------------

(4) 日常生活費 《月額》

日用品費	実費	シャンプー兼ボディソープ、おしぼり
------	----	-------------------